



## 令和3・4年度 第2回横浜市救急業務検討委員会 次第

令和4年5月31日（火）

午後7時から

横浜市健康福祉総合センター

6階 会議室

### 1 開会

あいさつ

### 2 報告事項

令和3・4年度第1回横浜市救急業務検討委員会 まとめ（資料1）

### 3 議題

(1) 救急車による転院搬送について（資料2）

各課題における検討

検討1 転院搬送の要件の徹底方法

検討2 転院搬送を行う具体的な搬送地域

検討3 事前に転院搬送先を確保する手段

検討4 医師等が同乗できない場合の措置

検討5 消防機関への通報要領の徹底等

(2) 今後のスケジュールについて（案）

### 4 その他

# 横浜市救急業務検討委員会 委員名簿

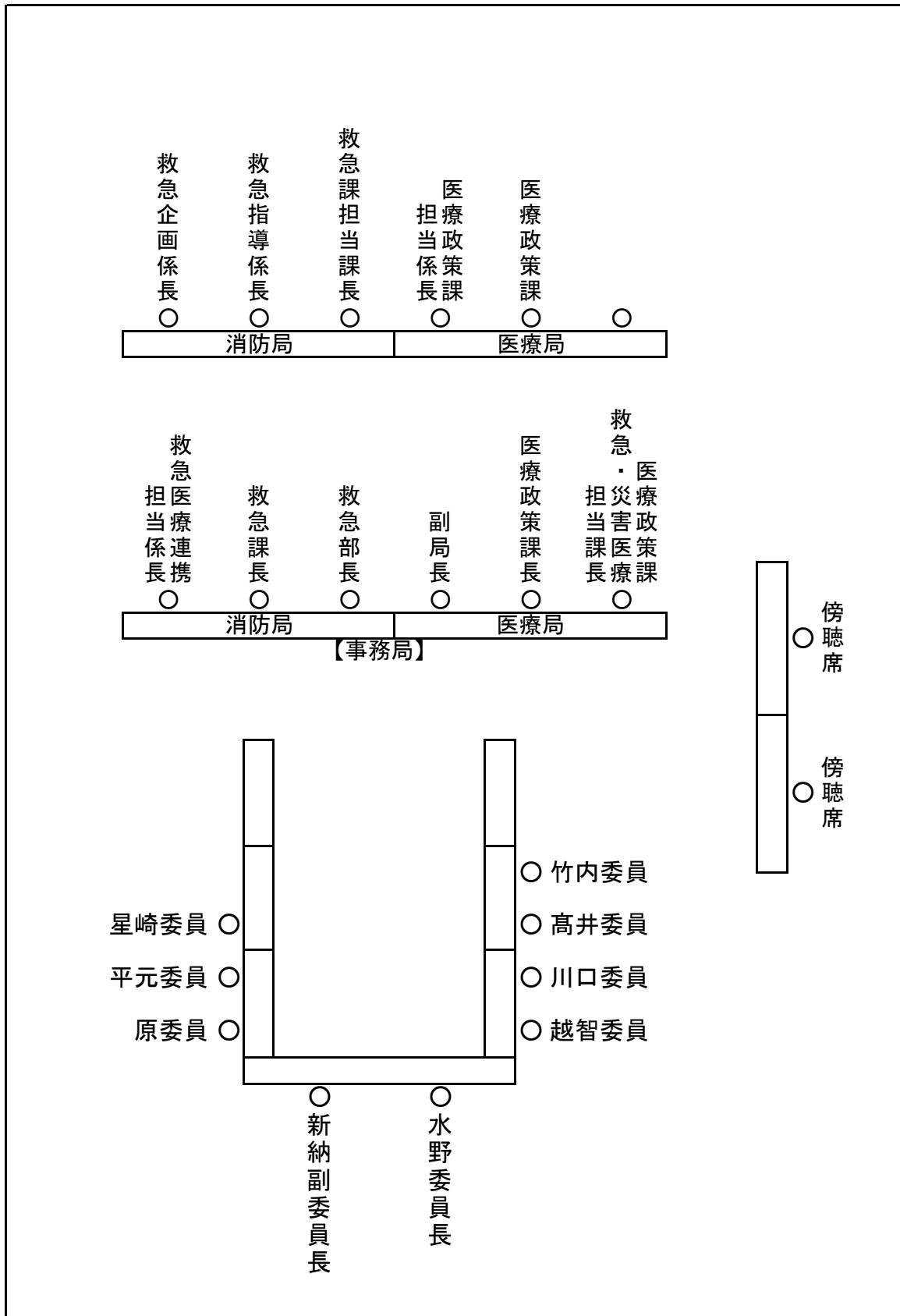
医療ジャーナリスト	お ち 越 智	と よ こ 登代子
一般社団法人 横浜市医師会 常任理事	かわぐち 川 口	ひろひと 浩 人
弁護士	た か い 高 井	か え こ 佳江子
横浜市メディカルコントロール協議会 会長	たけうち 竹 内	いちろう 一 郎
公益社団法人 横浜市病院協会 会長	にいのう 新 納	けんじ 憲 司
公益社団法人 神奈川県看護協会 横浜北支部長	は ら 原	く み 久 美
公益社団法人 横浜市病院協会 副会長	ひらもと 平 元	ま こと 周
株式会社神奈川民間救急サービス 代表取締役	ほしざき 星 崎	きよみ 清 美
一般社団法人 横浜市医師会 会長	み ず の 水 野	きょういち 恭 一

五十音順:敬称略

計 9名

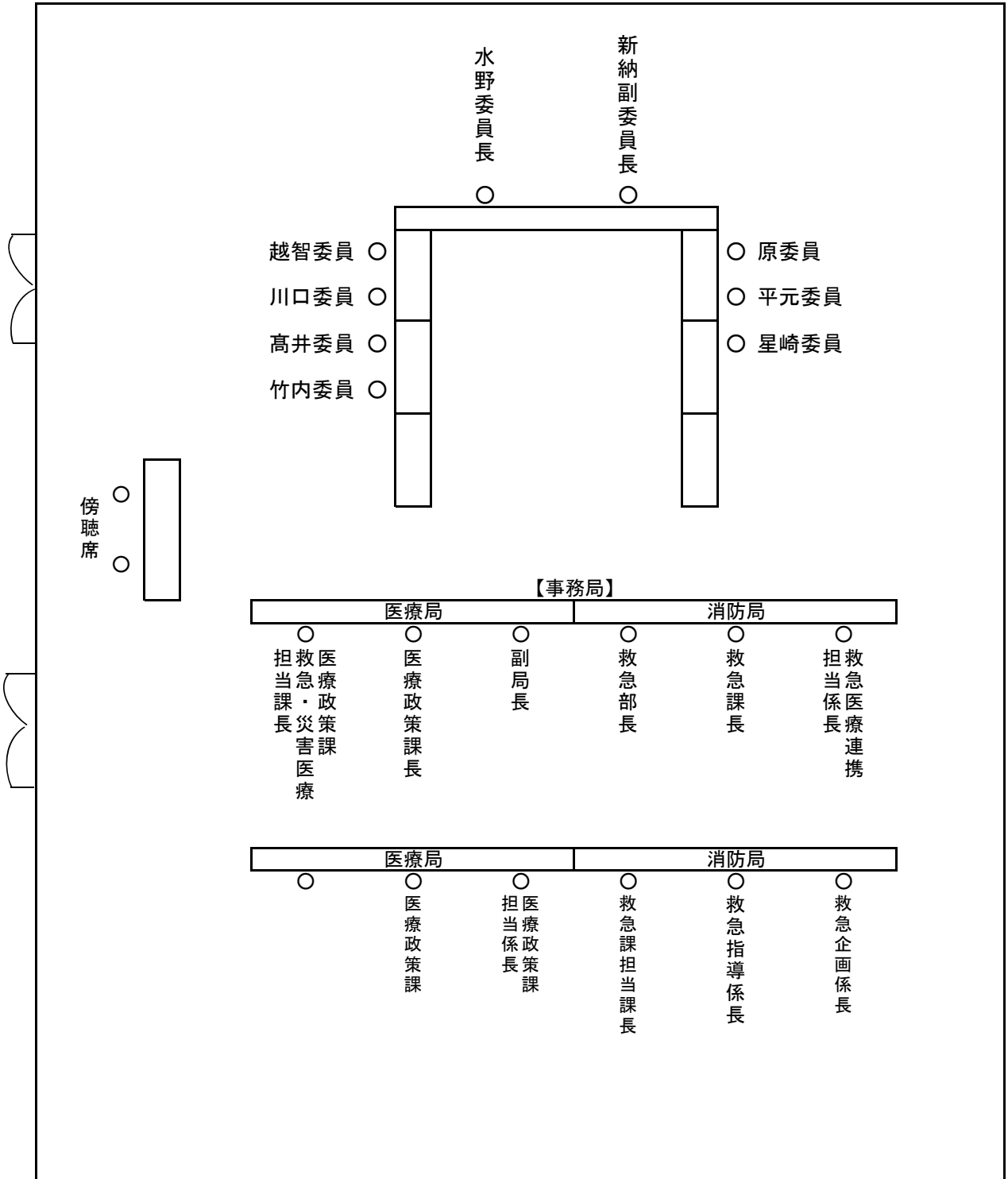
# 横浜市救急業務検討委員会 座席表

令和4年5月31日(火)  
午後7時から  
横浜市健康福祉総合センター  
6階 会議室



# 横浜市救急業務検討委員会 座席表

令和4年5月31日(火)  
 午後7時から  
 横浜市健康福祉総合センター  
 6階 会議室



## 令和3・4年度 第1回 横浜市救急業務検討委員会 まとめ

**1 開催日時**

令和3年12月21日（火）午後7時から午後9時まで

**2 議題趣旨**

「救急車による転院搬送について」

救急出場件数は、高齢化の進展等により増加傾向で今後もこの傾向は続くと予測しています。

増加する救急需要に対しては、救急隊の増隊をはじめ、予防救急の取組推進、救急受診ガイドの利用促進など継続的に取り組んでいるところです。

救急需要の増加とともに、現場到着時間も延伸傾向にある中、限りある医療資源で市民サービスを低下させることなく、緊急性の高い事案に確実に消防救急車が対応できるよう、転院搬送の適正な利用を推進していくため、各課題について検討を行います。

**3 各委員からの主な意見****課題1 緊急性の乏しい転院搬送**

- 現行ガイドライン策定時に、緊急性のない転院搬送依頼は断っても良いとなっている。
- 緊急性がないものは消防救急車以外の搬送手段を利用すべき。
- 転院搬送依頼を「断る」とした時の判断方法は、
  - ①「断る」ことに関するガイドラインを策定する
  - ②消防局が毅然とした態度で対応する
  - ③ヘリ搬送のように緊急性の判断を医師が行う
- 事前に搬送先が決定している転院搬送で、医師から転院搬送依頼があった場合は、消防機関では断ることは困難

**課題2 救急隊の長時間拘束**

- 緊急性がない事案で、千葉県などの遠方へなぜそこまで行政機関がサービスする必要があるのか。
- 規定（搬送する時間や距離など）があれば断ることができるのではないか。
- 転院搬送ガイドラインに、具体的な搬送範囲を定めるべき。
- 規定などを設けても、周知されなければ現在と変わらないため広報が必要である。

**課題3 消防機関への通報要領の課題**

- 医師会、病院協会ともにFAX送信をしてから119番通報することを通達するのがよいのではないか。
- 消防機関へのFAXがなかったものは全体の約25%であるため、正しく運用されているのではないか。

**課題4 搬送先医療機関の受入れ未確認**

- 搬送先が決まっていない場合、救急隊が搬送先を決めているが、受入れ未確認の5%を可とするのか、否とするのが論点である。
- 受入れ未確認は診療所が多くなっているが、土曜日の午後や日曜日は、病院に転院を依頼しても決まりづらい現状がある。
- 神奈川県救急医療中央情報センターの情報をガイドラインに記載してはどうか。

## 課題5 医師が同乗しない場合の措置

- 搬送中に容態変化があった場合の責任の所在は搬送元なのか、搬送先なのか、それとも消防なのか。
- 医師又は看護師どちらかの同乗があればいいのか、それとも責任のことを考えると原則は医師とするのか。
- 医師が同乗しなければならない理由は、何らかの処置をする必要があるからなのか。挿管や輸液は救急救命士でもできる処置のため、車内で新たに処置をするのか、処置済みの患者の搬送では異なるのでは。
- 医師の同乗の必要性は、手技のためなのか、それとも責任のためなのか。
- 医師の同乗をマストにすると、条件を満たさないために搬送すべき患者を搬送できなくなってしまう。
- 医師の同乗を原則として、難しい場合は看護師の同乗を依頼することを改めて周知するのはどうか。
- 患者側からすると、医療体制により医師が一人しかいないことは理解しているため、医師が同乗できない場合は、転院理由や搬送先医師への申し送り内容など、患者や家族へ丁寧に説明することで安心できるのではないかと。

【参考】 前回資料一部抜粋

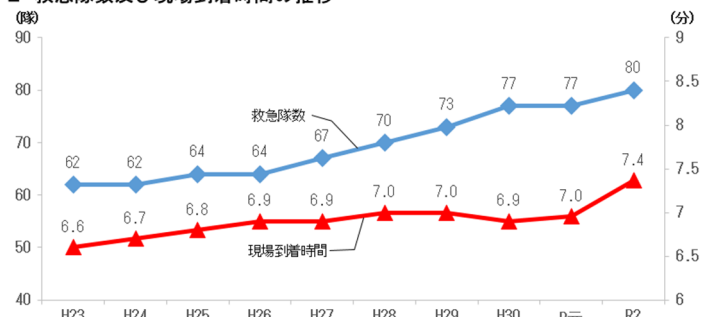
## II 救急の現状

### 1 救急出場件数及び搬送人員の推移



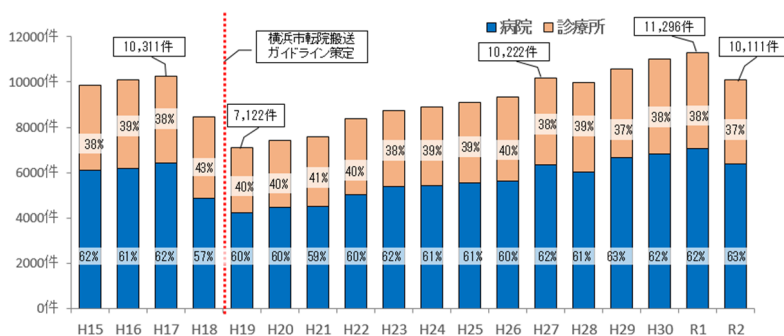
## II 救急の現状

### 2 救急隊数及び現場到着時間の推移



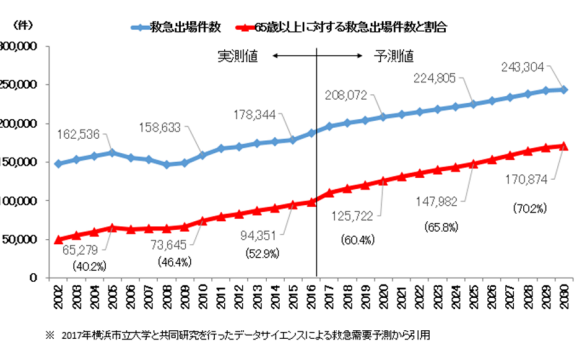
## III 転院搬送の現状

### 4 転院搬送出場件数及び転院搬送出場場所割合



## II 救急の現状

### 5 救急需要予測



※ 2017年横浜市立大学と共同研究を行ったデータサイエンスによる救急需要予測値が引用



令和 3・4 年度

第 2 回横浜市救急業務検討委員会

# ■ 議題

---

- ・ 救急車による転院搬送について

各課題における検討

検討 1 転院搬送の要件の徹底方法

検討 2 転院搬送を行う具体的な搬送地域

検討 3 事前に転院搬送先を確保する手段

検討 4 医師等が同乗できない場合の措置

検討 5 消防機関への通報要領の徹底等

- ・ 今後のスケジュール（案）



# 検討 1 転院搬送の要件の徹底方法

## 各委員の主な意見

- 緊急性がないものは消防救急車以外の搬送手段を活用すべき
- 緊急性のない転院搬送依頼は断っても良いこととなっている。
- 医師から転院搬送依頼があった場合は、**消防機関で断ることは難しい。**

→ 転院搬送依頼を依頼する**医療機関が「消防機関による転院搬送の要件」を承知していることが重要**

## 【事務局案】 転院搬送依頼書

### 現行の転院搬送依頼書

### 変更後の転院搬送依頼書（案）

### 転院搬送要件を国の通知に合わせた記載に変更

1	<input type="checkbox"/> 当医療機関において治療困難 <input type="checkbox"/> 緊急に他の医療機関に搬送する必要がある
2	<small>* 救急車による転院搬送が必要な具体的な内容を記入してください。          * ベッド搬床、かかりつけ医への転院、家族希望等は救急業務としての転院搬送理由に該当しません。</small>



	<small>※すべてに該当しなければ転院搬送要請できません。□に✓してください。          ※かかりつけ医への転院、家族希望等は救急業務としての転院搬送理由に該当しません。</small>
1 転院搬送要請の基準	<input type="checkbox"/> 緊急に処置が必要であること <input type="checkbox"/> 要請元医療機関において治療が困難であること <input type="checkbox"/> 消防機関の救急車以外の搬送手段が活用できないこと
2 転院理由	<small>※救急車による転院搬送が必要な具体的な内容を記入してください。</small>

# 検討 1 転院搬送の要件の徹底方法

## 【事務局案】転院搬送ガイドライン

### 現行の転院搬送ガイドライン

### 変更後の転院搬送ガイドライン（案）

#### 転院搬送の要件を転院搬送要件をガイドラインの冒頭に記載

**横浜市転院搬送ガイドライン**

制定 平成 18 年 10 月 1 日  
改訂 令和 3 年 3 月 1 日

転院搬送の具体的な流れについて

— 緊急性がない場合 — **救急車での搬送は行いません**

救急業務に該当する転院搬送の要件を満たさない要請については、救急車による転院搬送はお断りします。医療機関所有の救急車、タクシー又は患者等搬送事業者を御利用ください。

なお、横浜市消防局では「横浜市患者等搬送事業認定要綱」を制定し、患者等搬送事業者が遵守すべき事項として「横浜市患者等搬送事業基準」を規定しているとともに、認定に必要な事務手続、患者等搬送乗務員選任証の交付及びこれに必要な講習、認定後の事業者の責務を定めています。当該要綱により横浜市消防局の認定を受けた患者等搬送事業者がございますので参考にしてください。

— 緊急性がある場合 —

- ① あらかじめ搬送元医療機関は、搬送先医療機関に受入れを確認してください。
- ② 転院搬送依頼書に必要事項を記入の上、Faxにより消防局司令部に送信した後、119番通報を行うことで搬送依頼書を送付するといった場合は現場到着した救急車に、当該依頼書

(中略)

**【転院搬送の要件】**

- ① 当該医療機関において治療能力を欠き
- ② かつ他の専門病院に緊急に搬送する必要がある
- ③ 他に適切な搬送手段がない場合には
- ④ 転院搬送依頼書により要請する
- ⑤ 医師等が同乗すること

**(案) 横浜市転院搬送ガイドライン**

制定 平成 18 年 10 月 1 日  
改定 令和 ●年 ●月●日

➤転院搬送を依頼する場合は、次の要件 1、2を確認してください。

**【要件 1】 転院搬送要請の基準**

次の①②③の全てに該当すると医師が判断した場合に、消防機関が行う転院搬送の対象となります。

- ① 緊急に処置が必要であること
- ② 要請元医療機関において治療が困難であること
- ③ **消防機関の救急車以外の搬送手段が活用できないこと**

上記要件に一つでも満たしていない場合は、消防機関の救急車での転院搬送はできません。  
医療機関所有の救急車、タクシー又は患者等搬送事業者（※1）を御利用ください。

**【要件 2】 搬送先医療機関、医師等の同乗**

次に④⑤⑥を確認し、転院搬送依頼書を作成後に、転院搬送要請をしてください。

- ④ あらかじめ転院先の医療機関が決定し、受入れの了解が得られていること
- ⑤ **転院先医療機関は原則、横浜市内又は横浜市隣接医療圏の医療機関であること**
- ⑥ **患者とともに医師又は看護師が同乗すること。医師等の同乗ができない場合は、患者や家族等に救急隊のみで搬送することについて説明し、了承を得ること**

➤転院搬送の具体的な流れについて

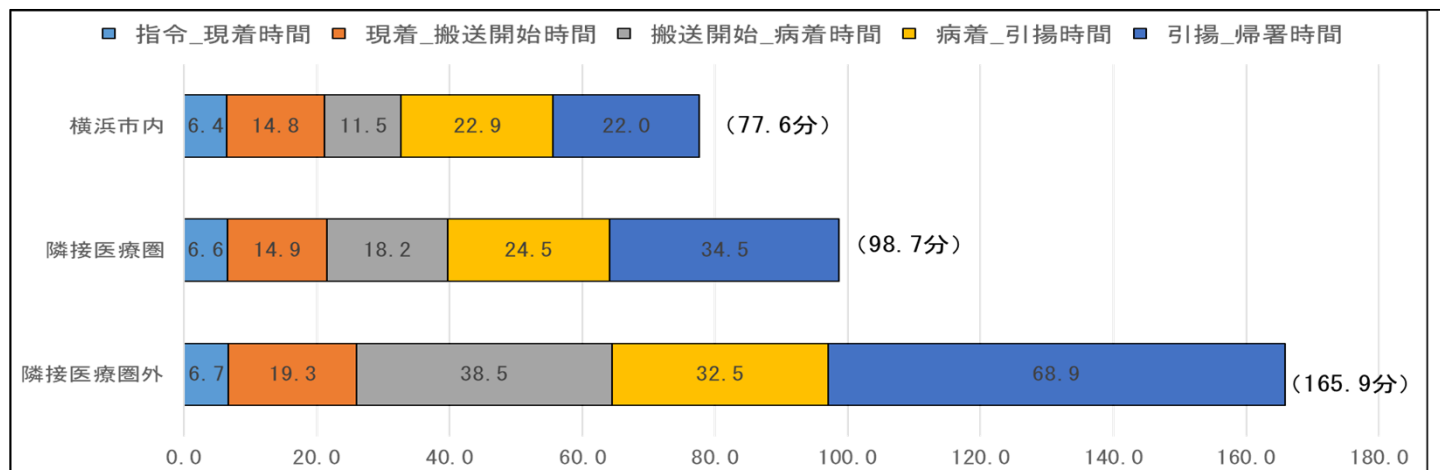
## 検討 2 転院搬送を行う具体的な搬送地域

### 各委員の主な意見

- 転院搬送を行う具体的な範囲を定めるべき
- 範囲の規定があれば、遠方への転院搬送依頼を断ることができる。

→ 転院搬送を行う具体的な範囲を定める

### 【転院搬送に係る救急活動時間（R元年中）】



横浜市内：横浜医療圏  
 隣接医療圏：川崎北部医療圏  
                   川崎南部医療圏  
                   県央医療圏  
                   湘南東部医療圏  
                   横須賀・三浦医療圏  
 隣接医療圏外：湘南西部医療圏  
                   相模原医療圏  
                   県西医療圏  
                   神奈川県外の医療圏

## 検討2 転院搬送を行う具体的な搬送地域

### 【事務局案】 転院搬送の具体的な搬送地域

(案1) 原則、横浜市内の医療機関

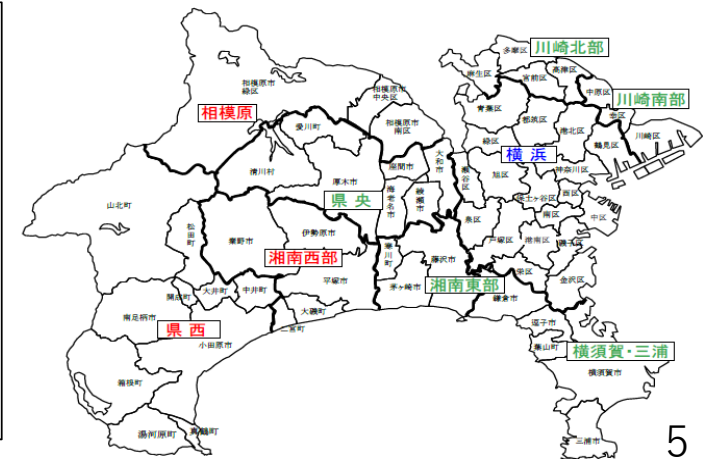
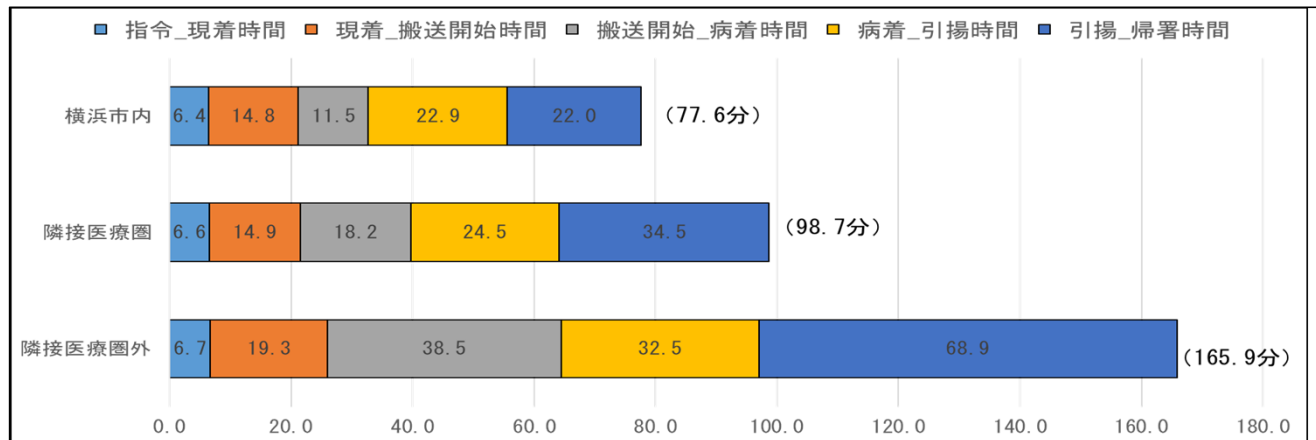
(案2) 原則、横浜市と隣接する医療圏の医療機関

《参考》

横浜市と隣接する隣接医療圏

- ・ 川崎北部医療圏
- ・ 川崎南部医療圏
- ・ 県央医療圏
- ・ 湘南東部医療圏
- ・ 横須賀・三浦医療圏

【転院搬送に係る救急活動時間（R元年中）】



## 検討3 事前に転院搬送先を確保する手段

### 各委員の主な意見

- 受入れ未確認は診療所が多いが、土曜日の午後や日曜日は、病院に転院を依頼しても決まりづらい現状がある。
- **神奈川県救急医療中央情報センター**の情報をガイドラインに記載してはどうか。

休日や夜間等、転院搬送先を確保しづらい状況において、搬送先確保の手段の一つとして、**ガイドライン及び転院搬送依頼書**に、**神奈川県救急医療中央情報センター**の情報を記載する。

### 【事務局案】 転院搬送依頼書に神奈川県救急医療中央情報センターの連絡先を記載

変更後の転院搬送依頼書（案）抜粋

3 転院搬送先 医療機関情報	<input type="checkbox"/> 下記の転院搬送先医療機関に決定し、受け入れの了解が得られている。
	医療機関名 _____
	担当科・担当医師名 _____
	連絡先 _____
	所在地(市外の場合のみ記載) _____
	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 搬送先医療機関は、原則、横浜市内及び横浜市に隣接する医療圏です。</li> <li>• 搬送先医療機関が決まらない場合は、「神奈川県救急医療中央情報センター(045-242-2199)」を活用してください。</li> </ul>

転院搬送ガイドラインや転院搬送依頼書に「神奈川県救急医療中央情報センター」の電話番号を記載し、受入先を選定しやすいように配慮

## 検討3 事前に転院搬送先を確保する手段

### 【事務局案】 転院搬送ガイドラインに神奈川県救急医療中央情報センターの連絡先を記載

**(案) 横浜市転院搬送ガイドライン**  
 制定 平成 18 年 10 月 1 日  
 改定 令和 ●年 ●月●日

▶転院搬送を依頼する場合は、次の要件 1、2 を確認してください。

**【要件 1】 転院搬送要請の基準**  
 次の①②③の全てに該当すると医師が判断した場合に、消防機関が行う転院搬送の対象となります。

- ① 緊急に処置が必要であること
- ② 要請元医療機関において治療が困難であること
- ③ 消防機関の救急車以外の搬送手段が活用できないこと

上記要件の一つでも満たしていない場合は、消防機関の救急車での転院搬送はできません。  
 医療機関所有の救急車、タクシー又は患者等搬送事業者（※1）を御利用ください。

**【要件 2】 搬送先医療機関、医師等の同乗**  
 次の④⑤⑥を確認し、転院搬送依頼書を作成後に、転院搬送要請をしてください。

- ④ あらかじめ転院先の医療機関が決定し、受入れの了解が得られていること
- ⑤ 転院先医療機関は原則、横浜市内又は横浜市隣接医療圏の医療機関であること
- ⑥ 患者とともに医師又は看護師が同乗すること。医師等の同乗ができない場合は、患者や家族等に救急隊のみで搬送することについて説明し、了承を得ること

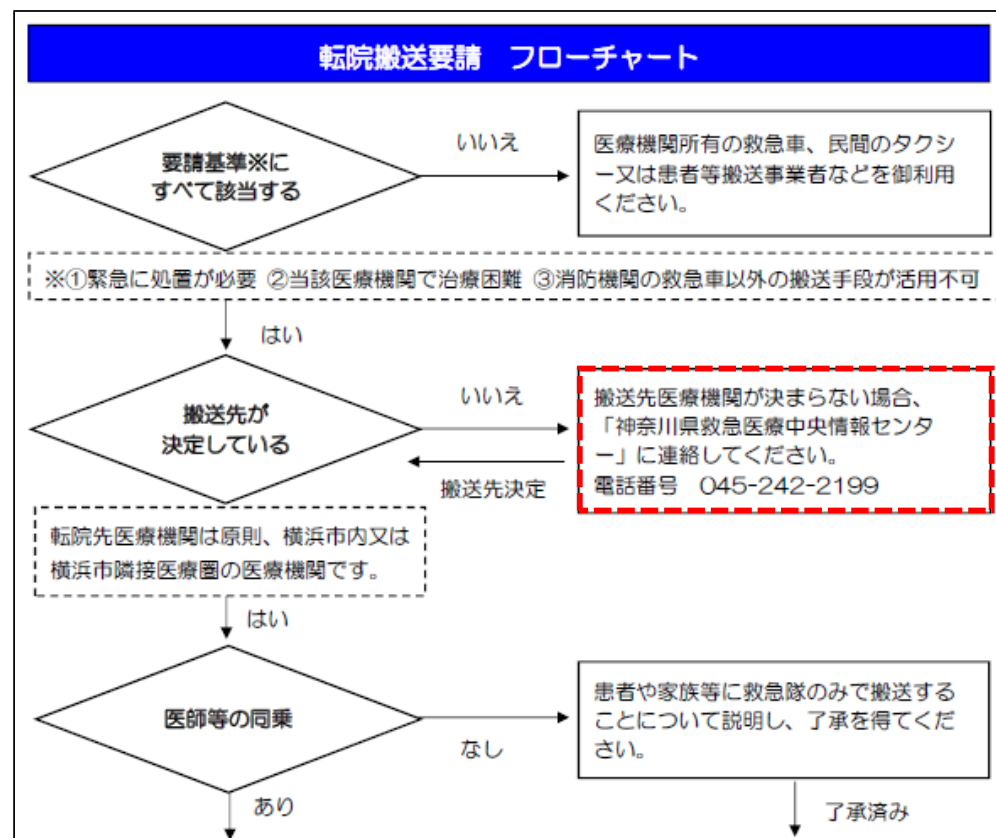
▶転院搬送の具体的な流れについて

- 1 転院搬送要請の基準にすべて該当するかを確認してください。
- 2 搬送先医療機関の受入れ確認を行ってください。搬送先医療機関が決まらない場合は、「神奈川県救急医療中央情報センター（045-242-2199）」（※2）を活用してください。

(中略)

防局の認定を受けた患者等搬送事業者がございましたので参考にしてください。  
 患者等搬送事業者一覧は、横浜市 Web ページの「民間の患者搬送車」から閲覧できます。

**※2 神奈川県救急医療中央情報センターについて（24 時間 365 日受付）**  
 神奈川県救急医療中央情報センターでは、県内の医療機関（病院・診療所）・救急隊を対象に患者様の転院搬送先の情報を提供しています。搬送先医療機関をお探しの際にご利用いただけます。  
 電話番号：045-242-2199





## 検討4 医師等が同乗できない場合の措置

### 各委員の意見

- 同乗するのは医師なのか看護師なのか、責任のことを考えると医師とするのか
  - 医師の同乗を必須とすると、搬送すべき患者を搬送できなくなってしまう恐れがある
  - 同乗できない場合は、家族等に丁寧に説明すると、患者は安心できる
- } 転院搬送における医療機関の同乗者や同乗できない場合の措置を定める

### 転院搬送における医師等の同乗について

- 転院搬送における救急車の適正利用の推進について（平成28年3月31日総務省消防庁厚生労働省通知）  
救急業務として転院搬送を行う場合のルールについて合意形成を行う際の参照事項一部抜粋

2 消防機関が救急業務として転院搬送を行う場合、1の原則を踏まえた上で、地域の実情に応じ、以下の項目について関係者間で検討し、合意の上でルール化しておくことが望ましい。

イ 省略

□ 要請元医療機関が、その管理と責任の下で搬送を行うため、原則として要請元医療機関の医師又は看護師が同乗すること。同乗できない場合は、救急隊のみで搬送することについて、要請元医療機関が患者、家族等に説明し、了承を得ること。

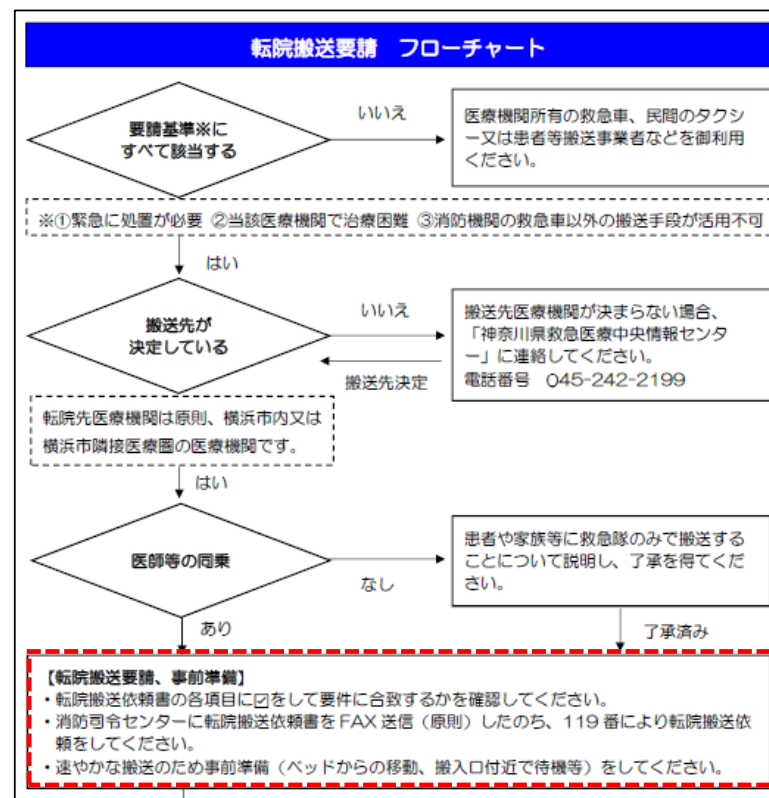
ハ 省略

## 検討4 医師等が同乗できない場合の措置

### 【事務局案】

- 転院搬送依頼書及び横浜市転院搬送ガイドラインに、医師等の同乗の有無の確認項目を記載
- 医師等が同乗できない場合の措置について、患者、家族等へ同乗できないことについて説明し了承を得ることを記載

転院搬送依頼書	
(依頼先) 横浜市消防局長	年 月 日
	(医療機関名) _____
	(医療機関代表者氏名) _____
	(担当医師名) _____
	※すべてに該当しなければ転院搬送依頼できません。□にノしてください。 ※かかりつけ医への転院、家族希望等は救急業務としての転院搬送理由に該当しません。
1 転院搬送 要請の基準	<input type="checkbox"/> 緊急に処置が必要であること <input type="checkbox"/> 要請元医療機関において治療が困難であること <input type="checkbox"/> 消防機関の救急車以外の搬送手段が活用できないこと
2 転院理由	※救急車による転院搬送が必要な具体的な内容を記入してください。
3 転院搬送先 医療機関情報	<input type="checkbox"/> 下記の転院搬送先医療機関に決定し、受け入れの了解が得られている。 医療機関名 _____ 担当科・担当医師名 _____ 連絡先 _____ 所在地(市外の場合のみ記載) _____ ・搬送先医療機関は、原則、横浜市内及び横浜市に隣接する医療圏です。 ・搬送先医療機関が決まらない場合は、「神奈川県救急医療中央情報センター(045-242-2199)」を活用してください。
4 医師又は看護師 の同乗の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 医師 <input type="checkbox"/> 看護師 同乗者氏名 _____ <input type="checkbox"/> 無 医師又は看護師が同乗できない場合には、救急隊のみで搬送することについて患者、家族等へ説明し、了承を得てください。 <input type="checkbox"/> 患者等へ説明し、了承を得た。





## 検討5 消防機関への通報要領の徹底等

### 各委員の主な意見

- ・医師会、病院協会ともにFAX送信してから119番通報することを通達するのがよいのではないか。

} 転院搬送依頼時に、確実に転院搬送依頼書をFAXしてから119番通報するよう、転院搬送ガイドラインに消防機関への通報要領を記載

### 【事務局案】要請基準、通報要領の徹底方法及び今後の検討事項

- ・要請元医療機関が転院搬送依頼書に記載の要請基準等の各要件に合致していることを確認する。
- ・その後、消防司令センターにFAX送信したのち、119番通報で転院搬送要請することを徹底する。
- ・今後、適正な転院搬送が行われているかを定期的に確認していくほか、時勢に合わせた通報要領などを随時検討し、より適正かつ迅速な実施方法に反映させる。

#### 【社会の動きや事務対応等での検討事項】

- ・国の各省庁は、令和3年7月から、FAXの使用を原則廃止し、電子メールなどに切り替える方針
- ・メーカーによるFAX機器の生産終了や縮小傾向による機器の調達困難の可能性
- ・診療所や夜間帯の病院など人手が少ないときの事務負担にかかる影響度
- ・消防局司令センターの119番通報の増加等に対する指令管制業務の負担軽減
- ・新たな通信手段やシステム機器の導入・更新時による体制整備

## 今後のスケジュール（案）

委員会	開催日程	検討事項等
第3回開催	令和4年8月下旬	提言の方向性の取りまとめ
第4回開催	令和4年11月下旬	第17次提言案の提示
		第17次提言を市長に提出

## 横浜市転院搬送ガイドライン

制定 平成 18 年 10 月 1 日

改訂 令和 3 年 3 月 1 日

転院搬送の具体的な流れについて

### — 緊急性がない場合 —

**救急車での搬送は行いません**

救急業務に該当する転院搬送の要件を満たさない要請については、救急車による転院搬送はお断りします。医療機関所有の救急車、タクシー又は患者等搬送事業者を御利用ください。

なお、横浜市消防局では「横浜市患者等搬送事業認定要綱」を制定し、患者等搬送事業者が遵守すべき事項として「横浜市患者等搬送事業基準」を規定しているとともに、認定に必要な事務手続、患者等搬送乗務員適任証の交付及びこれに必要な講習、認定後の事業者の責務を定めています。当該要綱により横浜市消防局の認定を受けた患者等搬送事業者がございますので参考にしてください。

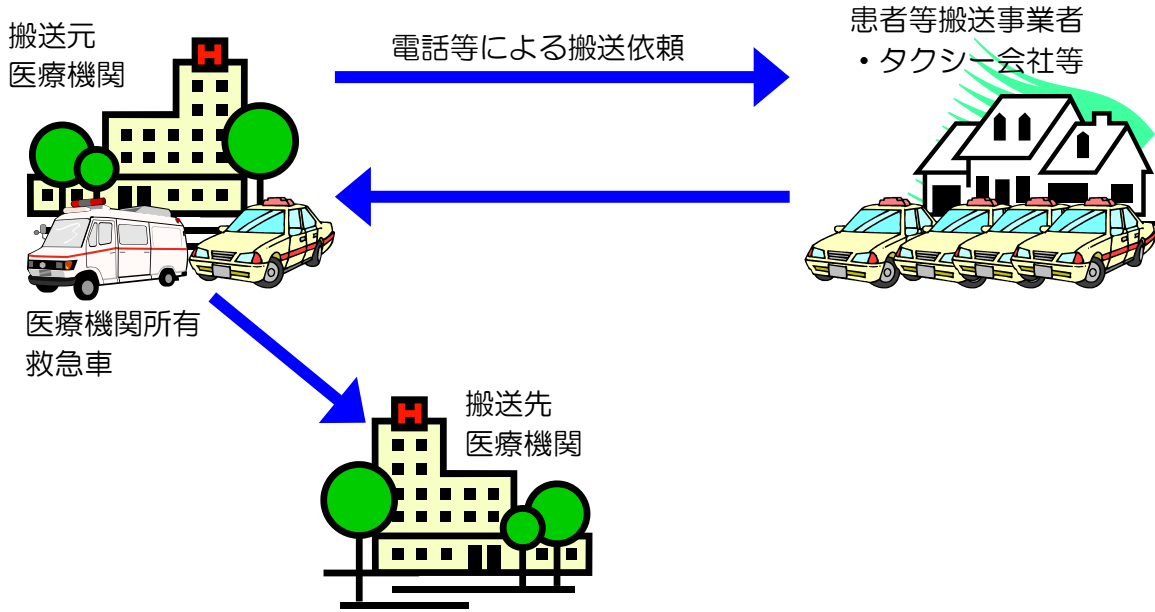
### — 緊急性がある場合 —

- ① あらかじめ搬送元医療機関は、搬送先医療機関に受入れを確認してください。
- ② 転院搬送依頼書に必要事項を記入の上、F a x により消防局司令室に送信した後、119番通報を行ってください。依頼書を送付するいとまがない場合は現場到着した救急隊に、当該依頼書を手交してください。なお、F a x 番号は**119**です。
- ③ 消防局司令室が転院搬送依頼書を受信し、当該転院搬送要請が救急業務に該当することを確認しましたら、搬送元医療機関直近の救急隊に出場指令を出します。
- ④ 速やかな転院のための事前準備（ベッドから移動しておく、搬入口付近で待機しておく等）をお願いします。
- ⑤ 救急車が搬送元医療機関に到着しましたら、F a x 送信後の転院搬送依頼書を搬送救急隊員に手交してください。
- ⑥ 患者とともに医師が同乗し、搬送中の患者の医療の継続と容態管理をお願いします。やむを得ぬ事情があり医師等の同乗ができない場合は処置等の必要な申し送りをお願いします。
- ⑦ 医師が救急車に同乗した場合は、地域救急医療体制確保の観点から、救急車に同乗し帰院することができるものとします。この場合、帰署途上に出場指令があった場合は、救急現場まで同乗するか、その場で降車することや、病院までは通常走行とすることなどのほか、搬送医療機関での引継ぎを速やかに行うなど、円滑な救急業務の実施に御協力ください。

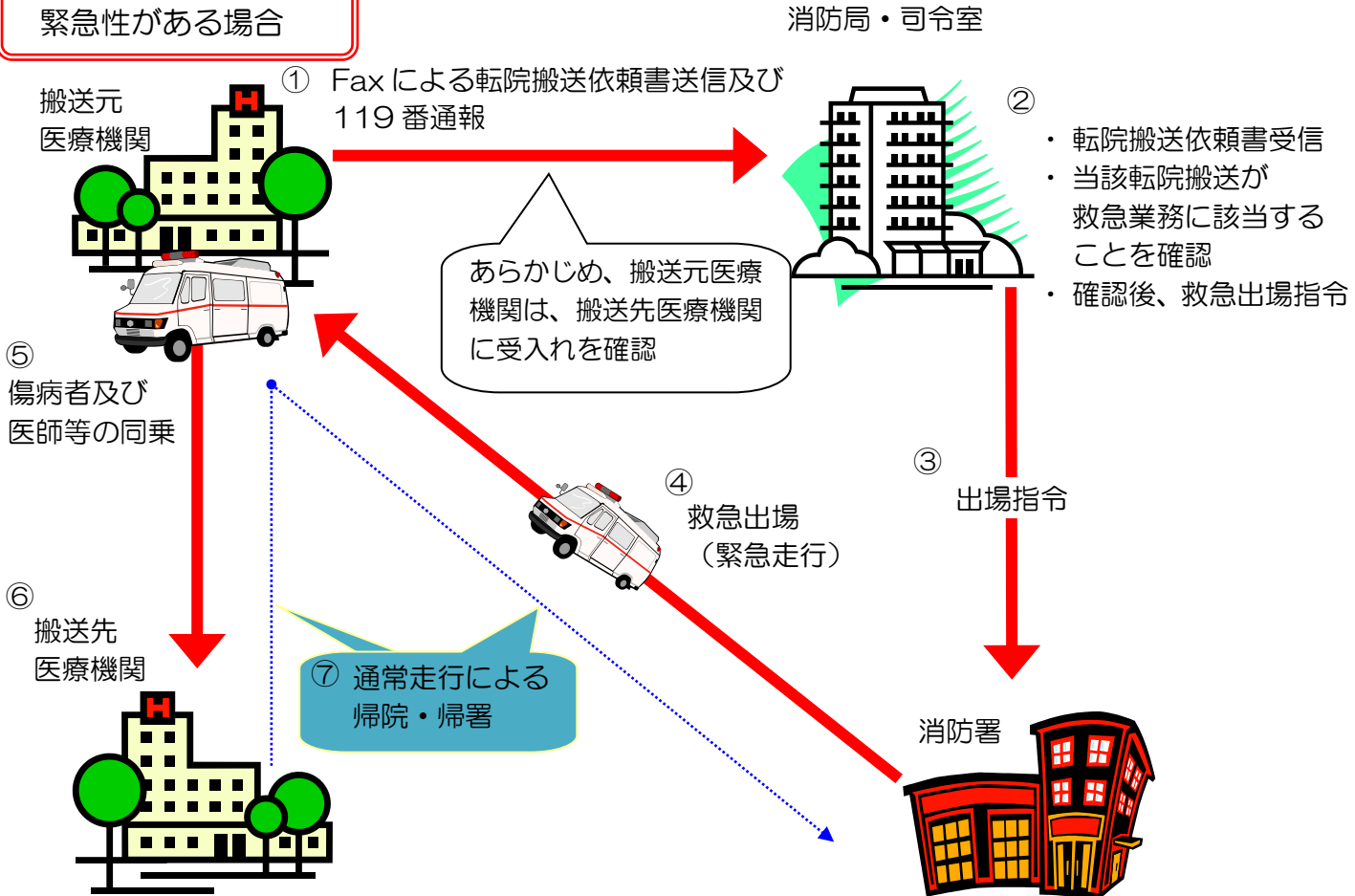
#### 【転院搬送の要件】

- ① 当該医療機関において治療能力を欠き
- ② かつ他の専門病院に緊急に搬送する必要がある
- ③ 他に適当な搬送手段がない場合には
- ④ 転院搬送依頼書により要請する
- ⑤ 医師等が同乗すること

緊急がない場合



緊急がある場合



【転院搬送の要件】

- ① 当該医療機関において治療能力を欠き
- ② かつ他の専門病院に緊急に搬送する必要がある
- ③ 他に適当な搬送手段がない場合には
- ④ 転院搬送依頼書により要請する
- ⑤ 医師等が同乗すること



転院搬送依頼書

**記載例**

依頼書送信前に  
記入してください。

年 月 日

( 依頼先 )  
横浜市消防局長

いずれの要件も満た  
すことを確認し、  
チェックしてください。

依頼者は医療機関  
の長とし、氏名の記  
入をお願いします。

依頼医療機関名  
依頼医療機関代表者氏名

押印は不要です。

1	「転院搬送の要件」 の確認	<input checked="" type="checkbox"/> 当医療機関において治療困難 <input checked="" type="checkbox"/> 緊急に他の医療機関に搬送する必要がある
2	転院理由	* 救急車による転院搬送が必要な具体的な内容を記入してください。 * ベッド満床、かかりつけ医への転院、家族希望等は救急業務としての転院搬送理由に該当しません。 <b>当該医療機関では治療困難のため</b>
3	緊急性の有無	* 救急車で緊急に搬送しなければならない理由を具体的に記入してください。 * 緊急性が認められない転院搬送は、救急業務に該当しません。 <b>緊急に開頭手術が必要</b>
4	転院搬送元病院・ 担当医師情報	担 当 医 師 名 _____ 救 急 車 同 乗 医 師 等 氏 名 _____
5	転院搬送先病院・ 担当医師情報	医 療 機 関 名 _____ 担 当 科 ・ 担 当 医 師 名 _____ 連 絡 先 ( 電 話 番 号 ) _____ ( ) _____ 所 在 地 ( 市 外 の 場 合 の み ) _____
【バイタルサイン】 時 分 ◆意識： JCS I II III - ( ) ◆呼吸： 回/分 ◆SpO <sub>2</sub> ： % ◆脈拍： 回/分 ◆血圧： / mmHg ◆瞳孔： R mm L mm ◆対光反射：R (+ -) L (+ -) ◆体温： °C ◆その他： ( )		救急車内で必要な処置等

司令室使用欄 (記入しないでください。)

傷病者名 \_\_\_\_\_ 男・女 \_\_\_\_\_ 出損指令一時時分 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日  
**記入しないで下さい!**  
 生年月日 \_\_\_\_\_ 出 場 隊 名 \_\_\_\_\_ 救急隊

## (案) 横浜市転院搬送ガイドライン

制定 平成 18 年 10 月 1 日

改定 令和 ●年 ●月●日

▶ 転院搬送を依頼する場合は、次の要件 1、2 を確認してください。

### 【要件 1】 転院搬送要請の基準

次の①②③の全てに該当すると医師が判断した場合に、消防機関が行う転院搬送の対象となります。

- ① 緊急に処置が必要であること
- ② 要請元医療機関において治療が困難であること
- ③ 消防機関の救急車以外の搬送手段が活用できないこと

上記要件の一つでも満たしていない場合は、消防機関の救急車での転院搬送はできません。  
医療機関所有の救急車、タクシー又は患者等搬送事業者（※1）を御利用ください。

### 【要件 2】 搬送先医療機関、医師等の同乗

次に④⑤⑥を確認し、転院搬送依頼書を作成後に、転院搬送要請をしてください。

- ④ あらかじめ転院先の医療機関が決定し、受入れの了解が得られていること
- ⑤ 転院先医療機関は原則、横浜市内又は横浜市隣接医療圏の医療機関であること
- ⑥ 患者とともに医師又は看護師が同乗すること。医師等の同乗ができない場合は、患者や家族等に救急隊のみで搬送することについて説明し、了承を得ること

▶ 転院搬送の具体的な流れについて

- 1 転院搬送要請の基準にすべて該当するかを確認してください。
- 2 搬送先医療機関の受入れ確認を行ってください。搬送先医療機関が決まらない場合は、「神奈川県救急医療中央情報センター（045-242-2199）」（※2）を活用してください。
- 3 搬送先医療機関や医師の同乗等の確認が取れたら、転院搬送依頼書を作成し、消防司令センターに FAX 送信（原則）したのち、119 番通報で転院搬送要請を行ってください。
- 4 消防司令センターで 119 番要請を受けたあと、要請元医療機関直近の救急隊が出場します。
- 5 救急車到着までに事前準備（ベッドからの移動、搬入口付近で待機等）をお願いします。
- 6 救急車が医療機関に到着したら、転院搬送依頼書を救急隊員に渡してください。
- 7 患者とともに医師又は看護師が救急車に同乗し、搬送中の患者の容態管理等をお願いします。やむを得ぬ事情があり医師等の同乗ができない場合は、患者や家族等に救急隊のみで搬送することについて説明し、了承を得るとともに、救急隊員へ処置等の必要な申し送りをお願いします。
- 8 搬送中に重篤な容態（心肺停止など）に急変した場合は、救急隊員が消防司令センターにいる横浜市救命指導医に指示を仰ぎ、その救命指導医の指示のもとで搬送先医療機関が直近の救命救急センター等に変更となる場合があります。
- 9 医師等が救急車に同乗した場合は、地域救急医療体制確保の観点から、救急車に同乗し帰院することができるとします。ただし、帰院までは緊急走行ではなく、通常走行とし、帰院途上に救急出場指令があった場合は、その場で降車することとします。そのほか、搬送医療機関での引継ぎは、速やかに行うなど、円滑な救急業務の実施に御協力ください。

#### ※1 患者等搬送事業者について

横浜市消防局では「横浜市患者等搬送事業認定要綱」を制定しています。当該要綱により横浜市消防局の認定を受けた患者等搬送事業者がございますので参考にしてください。

患者等搬送事業者一覧は、横浜市 Web ページの「民間の患者搬送車」から閲覧できます。

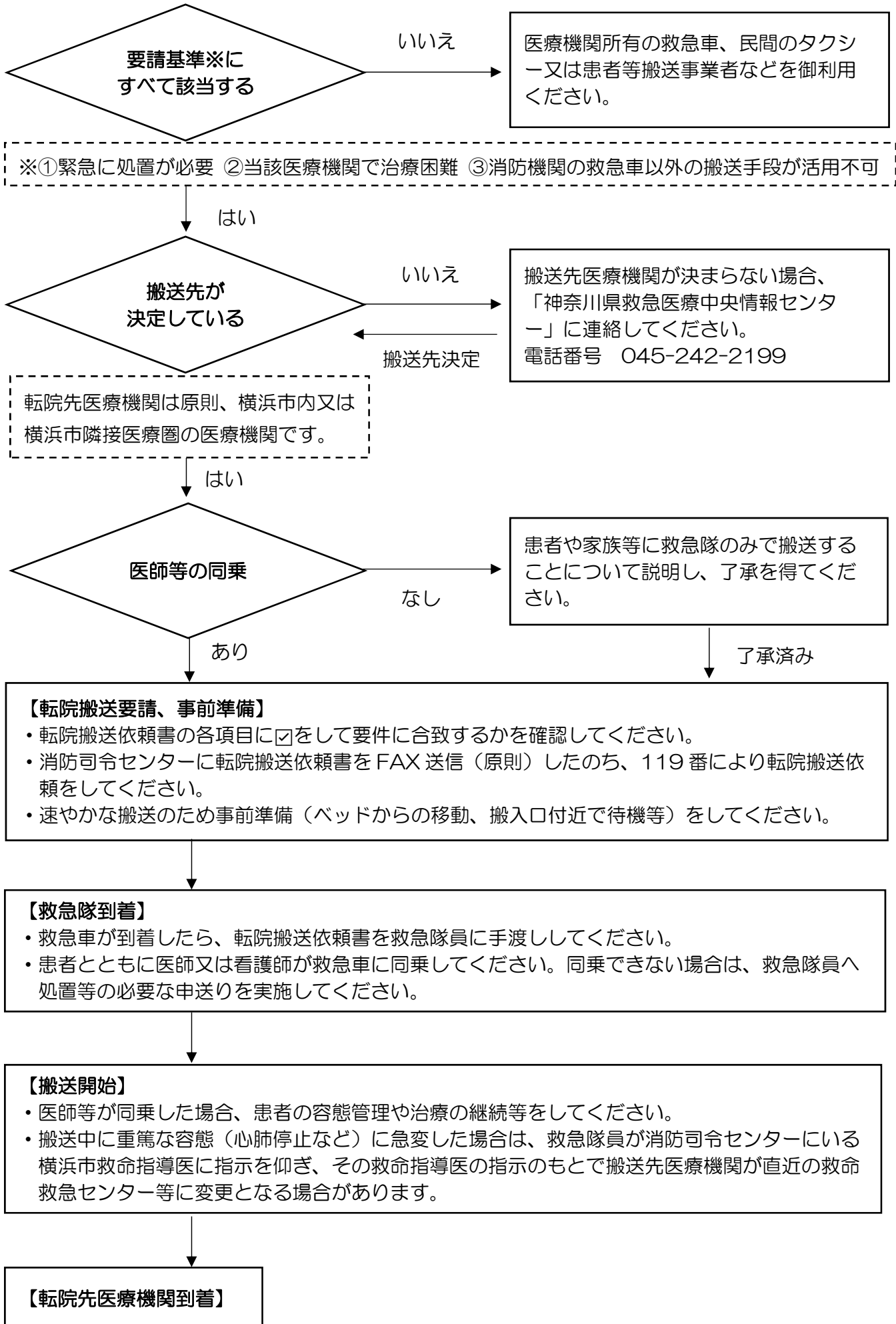
#### ※2 神奈川県救急医療中央情報センターについて（24 時間 365 日受付）

神奈川県救急医療中央情報センターでは、県内の医療機関（病院・診療所）・救急隊を対象に患者様の転院搬送先の情報を提供しています。搬送先医療機関をお探しの際にご活用いただけます。

電話番号：045-242-2199



# 転院搬送要請 フローチャート







# 転院搬送依頼書

年 月 日

(依頼先)  
横浜市消防局長

(医療機関名) \_\_\_\_\_

(医療機関代表者氏名) \_\_\_\_\_

(担当医師名) \_\_\_\_\_

	<p>※すべてに該当しなければ転院搬送要請できません。□に✓してください。 ※かかりつけ医への転院、家族希望等は救急業務としての転院搬送理由に該当しません。</p>	
1 転院搬送要請の基準	<input type="checkbox"/> 緊急に処置が必要であること <input type="checkbox"/> 要請元医療機関において治療が困難であること <input type="checkbox"/> 消防機関の救急車以外の搬送手段が活用できないこと	
2 転院理由	<p>※救急車による転院搬送が必要な具体的な内容を記入してください。</p>	
3 転院搬送先医療機関情報	<input type="checkbox"/> 下記の転院搬送先医療機関に決定し、受け入れの了解が得られている。 医療機関名 _____ 担当科・担当医師名 _____ 連絡先 _____ 所在地(市外の場合のみ記載) _____	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・搬送先医療機関は、原則、横浜市内及び横浜市に隣接する医療圏です。</li> <li>・搬送先医療機関が決まらない場合は、「神奈川県救急医療中央情報センター(045-242-2199)」を活用してください。</li> </ul>	
4 医師又は看護師の同乗の有無	<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 医師 <input type="checkbox"/> 看護師 同乗者氏名 _____
	<input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 医師又は看護師が同乗できない場合には、救急隊のみで搬送することについて患者、家族等へ説明し、了承を得てください。
<input type="checkbox"/> 患者等へ説明し、了承を得た。		

## 患者情報欄

<p>【年齢】 歳 【性別】 男・女</p> <p>【医療機関測定のパイタルサイン】 時 分</p> <p>◆意識 : JCS I II III - ( )</p> <p>◆呼吸 : 回/分</p> <p>◆SpO2 : %</p> <p>◆脈拍 : 回/分</p> <p>◆血圧 : / mmHg</p> <p>◆瞳孔 : R mm L mm</p> <p>◆対光反射 : R (+ -) L (+ -)</p> <p>◆体温 : °C</p> <p>◆その他 : ( )</p>	<p style="text-align: center;">現在実施中の処置・引継ぎ内容等</p> <p> <input type="checkbox"/> 輸液 <input type="checkbox"/> 酸素吸入( ℓ/分)         </p> <p style="text-align: center;">その他必要な処置等があれば記載してください。</p>
---	---

※転院搬送依頼書の記載が済みましたら、消防司令センターにFAX送信(原則)したのち、119番通報してください。

※救急隊が到着したら転院搬送依頼書を救急隊に手渡し、申し送りをしてください。

消 防 救 第 3 4 号  
医政発0331第48号  
平成28年3月31日

各都道府県知事 殿  
(消防防災主管部局、衛生主管部局扱い)

消 防 庁 次 長  
( 公 印 省 略 )

厚生労働省医政局長  
( 公 印 省 略 )

### 転院搬送における救急車の適正利用の推進について

近年、救急搬送件数は、高齢化の進展等によりほぼ一貫して増加しており、需要増に救急隊の増加が追いつかず、真に必要な傷病者への対応が遅れ、救命率に影響が出かねない状況となっています。

限りある搬送資源を緊急性の高い事案に優先して投入するためには、救急車の適正利用を積極的に推進していく必要があります。救急車の適正利用に向けた取組については、平成27年度救急業務のあり方に関する検討会において議論が行われたところですが、この中の重要な論点の一つとして、傷病者を一の医療機関から他の医療機関へ搬送する事案（以下「転院搬送」という。）に係る救急車の適正利用の推進についても検討がなされました。

検討会においては、転院搬送について、救急医療提供体制の確保に必要なものもある一方で、全救急出動件数の1割弱を占めるため全体の救急搬送件数に与える影響が大きく、救急車の適正な利用が特に求められていること、また、転院搬送における救急車の適正利用の推進のためには、消防庁と厚生労働省とが連携して転院搬送における救急車の適正利用に係るガイドラインを作成し、各地域においては、当該ガイドラインを参考にしつつ、消防機関、医師会、医療機関等、関係者間で合意の上、救急業務として転院搬送を行う場合についてのルールを定めることが有効であることが報告されました。

つきましては、各都道府県においては、転院搬送における救急車の適正利用の推進に向け、下記に示す手順を参考に、関係機関と協議の上、各地域におけるルール化に向けた合意形成の支援を行うようお願いいたします。併せて、各地域においては、都道府県の支援を受け、別紙ガイドライン（「救急業務として転院搬送を行う場合のルールについて

合意形成を行う際の参照事項」)を参考にしつつ、地域の実情に応じ、ルール化に向けた合意形成のための取組を積極的に行うようお願いします。

貴職におかれては、本通知の趣旨を十分理解した上で、貴都道府県内市町村(消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。)に周知いただくようお願いします。

なお、本通知は、消防組織法(昭和22年法律第226号)第37条及び地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の4第1項の規定に基づく技術的助言として発出するものであることを申し添えます。

## 記

### 1 都道府県の役割

都道府県は、各地域メディカルコントロール協議会等に対し、転院搬送における救急車の適正利用のための合意形成について、技術的な支援を行うこと。

その際、都道府県メディカルコントロール協議会等において、都道府県医師会、救急医療に精通した医師、消防機関、都道府県消防防災主管部局、都道府県衛生主管部局等、関係者間で、消防機関が実施する救急業務は緊急性のある傷病者の搬送を対象とするものであることを改めて共有し、転院搬送における救急車の適正利用の推進について、十分な議論を行うこと。併せて、以下の事項についても検討すること。

イ 緊急性の乏しい転院搬送については、本来、消防機関が実施するものではないため、医療機関が所有するいわゆる病院救急車、消防機関が認定する患者等搬送事業者等を活用すること。

ロ 地域医療支援病院等の救急用又は患者輸送用自動車を有している医療機関については、当該病院が所有する救急用又は患者輸送用自動車の使用実態を把握した上で、当該自動車を転院搬送に有効活用するよう要請すること。

ハ 消防法第35条の5第1項に規定する傷病者の搬送及び傷病者の受入れの実施に関する基準のうち、同条第2項第7号の基準(その他基準)は、「前各号に掲げるもののほか、傷病者の搬送及び傷病者の受入れの実施に関し都道府県が必要と認める事項」を定めるものとされていることから、必要に応じ、当該基準に転院搬送ガイドライン等の内容を踏まえた規定を定めること。

ニ 2による合意形成を行う区域の設定については、都道府県の区域又は医療を提供する体制の状況を考慮して都道府県の区域を分けて定める区域(地域メディカルコントロール協議会、二次医療圏、消防本部の管轄区域等)など、地域の実情に応じて定めること。

## 2 地域における合意形成

1 で定めた各地域においては、都道府県の助言を受けつつ、地域メディカルコントロール協議会等の枠組みを活用し、転院搬送における救急車の適正利用の推進に向けた、救急業務として転院搬送を行う場合についてのルールについて合意形成を行うこと。

その際、地域メディカルコントロール協議会等において、郡市区医師会、救急医療に精通した医師、消防機関、市町村消防防災主管部局、市町村衛生主管部局等、関係者間で、消防機関が実施する救急業務は緊急性のある傷病者の搬送を対象とするものであることを改めて共有し、転院搬送における救急車の適正利用の推進について十分な議論を行った上で、関係者間の合意の下、地域の実情を踏まえたものとする。併せて、以下の事項についても検討すること。

イ 緊急性の乏しい転院搬送については、本来、消防機関が実施するものではないため、医療機関が所有するいわゆる病院救急車、消防機関が認定する患者等搬送事業者等を活用すること。

ロ 都道府県の助言を受けつつ、合意形成を行う区域を越えた転院搬送を行う場合等における区域間の調整を実施すること。

## 救急業務として転院搬送を行う場合のルールについて合意形成を行う際の 参照事項

- 1 消防機関が救急業務として行う転院搬送は、原則として以下のイ及びロの条件を満たす傷病者について、転院搬送を要請する医療機関（以下「要請元医療機関」という。）の医師によって、医療機関が所有する患者等搬送車、民間の患者等搬送事業者、公共交通機関等、他の搬送手段が活用できないと判断される場合に実施するものとする。
  - イ 緊急性  
緊急に処置が必要であること。
  - ロ 専門医療等の必要性  
高度医療が必要な傷病者、特殊疾患等に対する専門医療が必要な傷病者等、要請元医療機関での治療が困難であること。なお、一の医療機関において急性期の治療が終了した傷病者について、当該医療機関の医師が、他の医療機関において専門医療又は相当の医療を要すると判断したときにおいても、当該要件を満たす場合もあること。
- 2 消防機関が救急業務として転院搬送を行う場合、1の原則を踏まえた上で、地域の実情に応じ、以下の項目について関係者間で検討し、合意の上でルール化しておくことが望ましい。
  - イ 要請元医療機関が、あらかじめ転院する医療機関を決定し、受入れの了解を得ておくこと。
  - ロ 要請元医療機関が、その管理と責任の下で搬送を行うため、原則として要請元医療機関の医師又は看護師が同乗すること。同乗できない場合は、救急隊のみで搬送することについて、要請元医療機関が患者、家族等に説明し、了承を得ること。
  - ハ 要請元医療機関が、消防機関に対し、転院の理由、搬送を依頼する理由、担当医師名、患者の状態、処置内容等を示した転院搬送依頼書を提出すること。
- 3 地域において救急業務として転院搬送を行う場合についてのルールを策定するに当たっては、地域の実情を踏まえ、必要に応じ、以下の事項についても検討することとする。
  - イ 特殊な疾患等を有する傷病者を除き、一定の時間内に搬送することが可能な区域に関する定めなど、他の救急業務の実施に支障を生じさせるおそれのない転院搬送の地理的な範囲に関する事項
  - ロ 傷病者の迅速な受入れのために、転院搬送を前提として一旦、一の医療機関が傷病者の受入れを実施するなど、消防機関と医療機関との間で既に設けられている一

定のルールに基づいた事項

- ハ その他、医療機能の分化・連携の進展状況等を踏まえ、地域の実情に応じ、特に定めることを必要とする事項

## 【横浜構想区域設定の経緯】

横浜構想区域は、横浜地域地域医療構想調整会議における提案により、次の状況を踏まえ、3つの二次保健医療圏を合わせた一つの構想区域にしました。

- ①二次保健医療圏を越えた市域内の医療機関へのアクセスが可能であり、将来（2025年）においても市域内への患者の流入が相当の割合で生じることが想定されること②二次保健医療圏内で完結することが望ましい医療機能がすでに備わっており、将来的にもバランスよく整備されるような仕組みが認められること③在宅医療等の推進等を念頭に、高齢者保健福祉圏域と整合を図る必要があること

県内の二次保健医療圏は、次の市町村で構成される9圏域です。

※ 保健医療計画以外の計画（かながわ高齢者保健福祉計画等）では、川崎市域を1圏域としています。）

二次保健医療圏名	構成市（区）町村
横浜	横浜市
川崎北部	高津区、宮前区、多摩区、麻生区
川崎南部	川崎区、幸区、中原区
相模原	相模原市
横須賀・三浦	横須賀市、鎌倉市、逗子市、三浦市、葉山町
湘南東部	藤沢市、茅ヶ崎市、寒川町
湘南西部	平塚市、秦野市、伊勢原市、大磯町、二宮町
県央	厚木市、大和市、海老名市、座間市、綾瀬市、愛川町、清川村
県西	小田原市、南足柄市、中井町、大井町、松田町、山北町、開成町、箱根町、真鶴町、湯河原町
計（9区域）	（19市13町1村）

